

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく「日本スポーツ振興センターのスポーツ施設の管理・運營業務民間競争入札」に係る契約の締結について

独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「NAASH」という。）は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「法」という。）に基づき「国立霞ヶ丘競技場管理・運營業務」、「国立代々木競技場管理・運營業務」及び「国立スポーツ科学センター及びナショナルトレーニングセンター管理・運營業務」について民間競争入札を実施し、下記のとおり契約を締結しました。

記

I 契約相手方の概要

1 国立霞ヶ丘競技場管理・運營業務

(1) 契約の相手方の名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地

シミズオクトグループ国立霞ヶ丘競技場管理・運營業務共同企業体

代表者 株式会社シミズオクト

代表者 代表取締役 清水卓治

所在地 東京都新宿区高田馬場4-39-1

構成員 大成サービス株式会社

代表者 代表取締役社長 井出光康

所在地 東京都中央区京橋3-12-2

株式会社東京ドームスポーツ

代表者 鈴木茂之

所在地 東京都文京区後楽1-3-61

(2) 契約金額

1,153,744,794円（税込） ※実施期間5年間分の総額

(3) 実施体制等の概要

① 実施体制

国立霞ヶ丘競技場管理・運營業務の実施に当たっては、コンソーシアム形式による事業体制を構築し、運営協議会を設置する。

総合責任者、副総合責任者のもとに、5業務（運營業務、保守管理業務、警備

業務、清掃業務、環境衛生管理等業務)の各業務責任者を配置する。

② 実施方法

国立霞ヶ丘競技場の管理・運営に係る、運營業務、保守管理業務、警備業務、清掃業務、環境衛生管理等業務について、年間作業計画・作業マニュアルの作成と遂行報告による的確な管理、業務の品質を維持・向上するためのモニタリング・インスペクション体制の整備、個人情報保護とコンプライアンス徹底により業務水準の確保に取り組む。

2 国立代々木競技場管理・運營業務

(1) 契約の相手方の名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社協栄

代表者 代表取締役 山田賢治

所在地 東京都中央区日本橋蛸殻町2-13-9

(2) 契約金額

670,660,273円(税込) ※実施期間5年間分の総額

(3) 実施体制等の概要

① 実施体制

国立代々木競技場管理・運營業務の実施に当たっては、総合責任者のもとに、5業務(運營業務、保守管理業務、警備業務、清掃業務、環境衛生管理等業務)の各業務責任者を配置する。

② 実施方法

国立代々木競技場の管理・運営に係る、運營業務、保守管理業務、警備業務、清掃業務、環境衛生管理等業務について、本社各担当部・各種委員会による監査・指導、本社担当者選任・担当部連絡会の週1回の実施により業務水準の確保に取り組む。

3 国立スポーツ科学センター及びナショナルトレーニングセンター管理・運營業務

(1) 契約の相手方の名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地

協栄グループ

代表者 株式会社協栄

代表者 代表取締役 山田賢治

所在地 東京都中央区日本橋蛸殻町2-13-9

構成員 エームサービス株式会社

代表者 代表取締役 小野瀬宗孝

所在地 東京都港区赤坂2-23-1

株式会社シミズオクト

代表者 代表取締役 清水卓治

所在地 東京都新宿区高田馬場4-39-1

大成サービス株式会社

代表者 代表取締役社長 井出光康

所在地 東京都中央区京橋3-12-2

(2) 契約金額

2,560,659,248円(税込) ※実施期間5年間分の総額

(3) 実施体制等の概要

① 実施体制

国立スポーツ科学センター及びナショナルトレーニングセンター管理・運営業務の実施に当たっては、共同企業体構成会社の業務担当者による運営委員会を組織し、業務執行の意思決定を行う。

総合責任者のもとに、5業務(運営業務、保守管理業務、警備業務、清掃業務、環境衛生管理等業務)の各業務責任者を配置する。

② 実施方法

国立スポーツ科学センター及びナショナルトレーニングセンターの管理・運営に係る、運営業務、保守管理業務、警備業務、清掃業務、環境衛生管理等業務について、構成会社の業務担当で構成する運営委員会の設置、運営委員会の月例開催により業務水準の確保に取り組む。

II 契約内容(上記I 1から3の共通事項。ただし、(※注記部分)を除く。)

1 サービスの詳細な内容及び確保されるべき質に関する事項

(1) 対象公共サービスの詳細な内容

① 業務の概要等

N A A S Hは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)に基づき、「スポーツの振興と児童生徒等の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、学校の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与すること」を目的として設置されている。

このうち、スポーツ施設の指導監督業務を除く管理・運営業務について、法第14条及び第15条において準用する第10条、第11条第1項、第12条並びに第13条第1項及び第3項に基づき、公共サービス実施民間事業者(以下「民間事業者」という。)に委託する。

加えて、民間事業者は、N A A S Hの事業目的に合致する範囲で、自らの提案により、独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長の許可を受けた上で、当該施設を利用した有料事業運営業務(国立霞ヶ丘競技場トレーニングセンターにおける売店、国立代々木競技場の水泳場及び国立スポーツ科学センター・ナショナルトレーニングセンターのフットサルコートの利用貸出し並びに利用者向けに有料で行う教室等。以下、「有料事業運営業務」という。)を行うものとする。

有料事業運営業務の内容は、スポーツ振興に寄与し、かつ施設の有効活用が実現できるものとする。

民間事業者は、上記の業務を包括して実施することとする。

なお、以下の業務はN A A S Hが実施する。

- ・大規模スポーツ施設における事業計画の立案・策定
- ・イベント等の進行管理に係る大会主催者等への指導・助言
- ・トップレベル競技者を支援するための研究・支援に関する業務

② 対象施設

ア 国立霞ヶ丘競技場 (※ I 1 対象)

所在地 東京都新宿区霞ヶ丘町 10-1・2 (陸上競技場、N A A S H 本部事務所 ほか)

東京都港区北青山 2-8-35 (ラグビー場 ほか)

東京都新宿区霞ヶ丘町 4-1 (西テニス場)

イ 国立代々木競技場 (※ I 2 対象)

所在地 東京都渋谷区神南 2-1-1 (第一体育館、第二体育館 ほか)

ウ 国立スポーツ科学センター・ナショナルトレーニングセンター (※ I 3 対象)

所在地 東京都北区西が丘 3-15-1 (国立スポーツ科学センター、屋内トレーニングセンター ほか)

東京都北区赤羽西 5-2-15 (陸上トレーニング場)

東京都北区西が丘 3-9-14 (宿泊施設)

埼玉県戸田市戸田公園 4-9 (戸田艇庫・合宿室)

③ 委託業務

委託業務の範囲は、別紙「委託業務の範囲」のとおりである。

(2) サービスの質

本業務の実施にあたり、達成すべき包括的な質、及び個別業務の質は以下のとおりとする。

① 包括的な質の設定

要求事項	評価指標	満たすべき水準
(ア) 要求水準を満たす業務水準を確保すること。	「要求水準書」に定める水準を満たす業務の提供	「要求水準書」に定める水準
(イ) 施設の業務・運営を安定的に実施できる環境を維持すること。特に、スポーツイベント等の開催に適切な環境を維持すること。	①業務上の不備によって発生した、施設の重大な支障(停電、断水、空調停止等)の発生回数 ②業務上の不備によって発生した深刻な事故、事件の回数(警察への通報が発生したもの、利用者への損害賠償が発生したもの) ③業務上の不備によって発生した、利用者や観客が負った怪我の発生回数(医療機関での治療を要するもの)	① 0回 ② 0回 ③ 0回

② 個別業務の質（運營業務・清掃業務）

ア 運營業務

分類		業務内容	サービスの質 評価指標	満たすべき水準
施設利用	施設窓口	窓口業務、利用料金收受など	施設利用者への満足度アンケート（年2回・標本数100人程度）による「スタッフの対応」への満足度の割合	<ul style="list-style-type: none"> 霞ヶ丘競技場（トレーニングセンター、テニス場、体育館及び室内水泳場）：80%以上 代々木競技場（水泳場）：80%以上 JISS・NTC（テニス場、屋内テニスコート、フットサルコート、低酸素合宿室、戸田艇庫・合宿室及びアスリートヴィレッジ）：85%以上 JISS・NTC（戸田艇庫）：80%以上
		窓口・受付・巡回業務		
	宿泊施設	宿泊施設運營業務 ※JISS・NTCのみ		
事業関連		トレーニングセンター指導業務 ※国立霞ヶ丘競技場のみ	施設利用者への満足度アンケート（年2回・標本数100人程度）による「トレーニングセンター指導員」への満足度の割合	80%以上
		室内水泳場業務 ※国立代々木競技場のみ	年間稼働時間数	12,700時間 （6レーンの延べ時間） ただし、4に定める休業が発生した場合は、日割り計算にて当該休業期間を勘案する。
		フットサルコート運營業務 ※JISS・NTCのみ	年間稼働時間数	1,600時間 （2面の延べ時間） ただし、4に定める休業が発生した場合は、日割り計算にて当該休業期間を勘案する。

イ 清掃業務

分類	業務内容	サービスの質 評価指標	満たすべき水準
施設清掃	日常清掃業務・定期清掃業務	施設利用者への満足度アンケート（年2回・標本数100人程度）における「清掃状況」への満足度の割合	<ul style="list-style-type: none"> 霞ヶ丘競技場：80%以上 代々木競技場：80%以上 JISS・NTC（戸田艇庫除く）：85%以上 JISS・NTC（戸田艇庫）：80%以上

2 実施期間に関する事項

平成24年4月1日～平成29年3月31日

3 報告、秘密保持その他対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項

A 報告すべき事項等

(1) 報告等について

① 業務計画書の作成と提出

民間事業者は、本業務の各業務を行うに当たり、各事業年度の本件業務についての業務計画書を作成し、当該年度が開始する30日前までに（ただし、委託期間の開始日を含む年度においては、委託期間の開始日の14日前までに）、NAASHに提出する。

② 業務報告書の作成と提出

民間事業者は、業務の履行結果を正確に記載した日報、月報、年報を業務報告書として作成する。

ア 民間事業者は、業務の実施に係る記録を整備の上、業務日報を毎日作成し、業務期間中常時閲覧及び提示ができるように、保管、管理する。

イ 民間事業者は、業務期間中、業務月報を、当月分につき、翌月の5日までにNAASHに提出する。

ウ 民間事業者は、各事業年度終了後10日以内（ただし、当該日が休日の場合には直後の平日とする。）に、当該事業年度に係る本業務に関する業務年報をNAASHに提出する。

エ 民間事業者は、本契約終了日までに委託期間に係る最終の業務報告書を作成してNAASHに提出するものとする。

③ 監督・検査体制

民間事業者は、各年度の事業開始日までに年度毎の各業務の自主監督・検査体制を整備するとともに、その責任の所在を明確にし、NAASHに報告する。また、自主検査の結果に係る記録について、業務期間中常時閲覧及び提示ができるように、保管、管理する。

(2) NAASHによる調査への協力

NAASHは、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認める時は、民間事業者に対し、本業務の状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立ち入り検査をするNAASHの職員は、検査等を行う際には、当該検査等が法第26条1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

(3) 指示について

NAASHは、民間事業者に対する業務の監督・検査及び調査（アンケートを含む。）において、本業務のサービスの質の維持が図られないと認められる問題点を確認した場合は、民間事業者に対し、期限を定めて必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

B 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関してNAASHが開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずることとする。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

C 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

(1) 業務の開始及び中止

- ① 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。
- ② 民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ、NAASHの承認を受けなければならない。

(2) 公正な取扱い

- ① 民間事業者は、本業務の実施に当たって、当該施設利用者を合理的な理由なく区別してはならない。
- ② 民間事業者は、当該施設利用者の取扱いについて、自らが行う他の事業における利用の有無等により区別してはならない。

(3) 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において、施設利用料等の授受を除き、金品等を受け取ることは与えることをしてはならない。

(4) 宣伝行為の禁止

民間事業者及び本業務に従事する者は、本業務の実施に当たって、本業務以外で自らが行う業務の宣伝を行ってはならない。

民間事業者及び本業務を実施する者は、本業務の実施の事実をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

(5) 法令の遵守

民間事業者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

(6) 安全衛生

民間事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

(7) 記録・帳簿書類等

民間事業者は、実施年度毎に本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、委託事業を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(8) 権利の譲渡

民間事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(9) 権利義務の帰属等

① 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、民間事業者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。

② 民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、N A A S Hの承認を受けなければならない。

(10) 再委託の取扱い

① 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

② 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う予定の場合は、原則としてあらかじめ提案書において、再委託に関する事項（再委託予定先の住所・名称・再委託予定先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法（再委託先が未定の場合には、再委託先の選定方法）、再委託予定先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性）について記載するものとする。再委託先の決定については、選定後N A A S Hと協議の上、決定するものとする。

③ 民間事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにしたうえでN A A S Hの承認を受けなければならない。

④ 民間事業者は、上記②及び③により再委託を行う場合には、再委託先から必要な報告を徴収することとする。

⑤ 再委託先は、上記の秘密の保持、公正な取扱い、金品等の授受の禁止、宣伝行為の禁止等民間事業者が講ずべき措置については、民間事業者と同様の義務を負うものとする。

(11) 契約の変更の取扱い

① N A A S Hは、事業の改廃、施設改修に伴う履行条件の変更その他やむを得ない事由により契約内容を変更しようとするときは、あらかじめ民間事業者と協議しなければならない。

② N A A S Hは、本業務の実施期間中に設備を更新する際は、更新機器について民間事業者へ通知するとともに、協議の上、契約の変更を行う場合がある。

③ 民間事業者は、委託業務のさらなる質の向上を図る必要があると認める場合は、変更の理由をN A A S Hに提出し、委託契約の内容の変更を提案することができ

る。N A A S Hはこの提案を受けた場合において、必要があると認められるときは、契約の内容を変更するものとする。

(12) 契約解除

N A A S Hは、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

① 法第22条1項各号に該当したとき

② 次の事が明らかになったとき

ア 暴力団員等を、本件業務の統括責任者[業務担当者]、又は業務従業者として
いる場合

イ 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している場合

ウ 再委託先が、暴力団員等であることを知りながら、再委託契約を継続させて
いる場合

(13) 契約解除時の取扱い

① 上記(12)に該当し、契約を解除した場合には、N A A S Hは民間事業者に対し、当該解除の日までに、当該公共サービスを契約に基づき実施した期間にかかる委託費を支給する。

② この場合、民間事業者は、契約金額の105分の100に相当する金額の100分の10に相当する金額を違約金としてN A A S Hの指定する期間内に納付しなければならない。なお、上記の違約金は、損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

③ N A A S Hは、民間事業者が上記イの規定による金額をN A A S Hの指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

(14) 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者とN A A S Hが協議するものとする。

(15) 民間事業者への業務引継ぎ

① N A A S Hは、本件業務の実施に関する契約を締結する時に、必要に応じて、民間事業者に業務の引継ぎの指導及び支援を行うものとする。

② 民間事業者は、N A A S Hより、本業務を開始するまでの間に業務内容を明らかにした書類等により、十分な業務の引継等を受けることとする。また、本業務の終了に伴い、民間事業者が変更となる場合には、N A A S Hは3A(1)の報告等をもとに次期事業者へ引継を行うものとするが、必要に応じて、民間事業者は業務終了前に次期事業者に対し、円滑かつ支障なく本業務を遂行できるよう、資料等の提供や引継ぎを行うこととする。

4 第三者に損害を加えた場合における公共サービス実施民間事業者が負うべき責任に関する事項

本契約を履行するに当たり、民間事業者又はその職員その他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者又はN A A S Hに損害を加えた場合には、次に定めるところによるものとする。

- (1) N A A S Hが国家賠償法第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、N A A S Hは民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生についてN A A S Hの責めに帰すべき理由が存する場合は、N A A S Hが自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 民間事業者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生についてN A A S Hの責めに帰すべき理由が存するときは、民間事業者はN A A S Hに対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。
- (3) 民間事業者の故意又は重大な過失によって、N A A S Hの物品等に損害を与えたときは、民間事業者はその損害に相当する金額を損害賠償としてN A A S Hに支払わなければならない。

以上

業務の範囲

1. 国立霞ヶ丘競技場

業務内容	施設								
	陸上競技場	体育館	室内水泳場	トレセン	博物館	ラグビー場	東テニス場	西テニス場	本部事務所
1 運営業務									
窓口・受付・巡回業務		○	○	○	○		○	○	
トレーニングセンター指導業務				○					
2 保守管理業務									
園地整備業務	○					○	○	○	
施設環境整備業務*	○	○	○	○	○	○	○	○	
有料駐車場管理業務						○			
定期点検等及び保守業務									
ラグビー場・東テニス場高圧電気設備試験点検						○	○		
温水シャワー給湯自動温度調節装置保守点検	○		○						
温水シャワー用温度調整器等保守点検		○		○			○	○	
給湯設備保守点検	○	○	○	○		○	○	○	
節水洗浄装置保守点検	○					○			
ラグビー場有料駐車場自動料金精算システム保守点検						○			
陸上競技場電光表示設備保守点検	○								
ラグビー場電光表示設備保守点検						○			
自動制御設備保守点検	○	○	○	○	○	○	○	○	
吸収式冷温水発生機保守点検	○	○					○	○	
陸上競技場写真判定装置及び陸上競技用精密機器保守点検	○								
陸上競技場中央監視制御装置保守点検	○	○	○	○	○	○	○	○	
トレーニングセンターサウナ・浴槽設備・水泳場採暖設備保守点検			○	○					
加圧給水装置保守点検	○								
冷凍機(チラーユニット)保守点検				○					
冷暖房設備(GHP)保守点検	○		○	○	○	○			
シャッター設備保守点検	○								
高圧電気設備等試験点検	○								
非常用発電機設備保守点検	○					○			
消防用設備等点検	○	○	○	○	○	○	○	○	○
放送設備及びITV・映像設備保守点検	○	○	○	○	○	○			
構内電話交換機設備保守点検	○	○	○	○	○	○	○		
エレベーター設備保守点検(陸上競技場・ラグビー場)	○					○			
水泳場浄化装置保守点検			○						
設備運転監視及び日常保守・点検業務*(注)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 警備業務									
通常警備業務・夜間警備業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○
臨時警備業務*	○								
4 清掃業務									
日常・定期清掃	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大会清掃*	○					○			
5 環境衛生管理業務									
各種環境測定	○	○	○	○	○	○	○	○	
受水槽・高置水槽・汚水槽等清掃	○	○	○	○	○	○	○	○	
害虫防駆除・消毒作業	○	○	○	○	○	○	○	○	
空調用エアフィルター定期清掃	○	○	○	○	○	○	○	○	
体育館床用モップ交換作業		○							

※ 表中「*」は、単価契約を行う費目であり、予定数量は別紙6-1参照。

※ (注)「2保守管理業務」のうち「設備運転監視及び日常保守点検業務」は、総価契約を基本とするが、大会時における設備運転監視業務については単価契約とする。

2. 国立代々木競技場

業務内容	施設				
	第一体育館	第二体育館	室内水泳場	附属棟	園地
1 運営業務					
室内水泳場業務(有料事業運営業務)			○		
事業課窓口業務			○		
2 保守管理業務					
園地整備業務					○
施設環境整備業務*	○	○	○	○	○
有料駐車場管理業務					○
定期点検等及び保守業務					
有料駐車場自動料金精算システム保守点検					○
第一体育館(東ランプ)客席昇降装置保守点検	○				
第一体育館(西ランプ)客席昇降装置保守点検	○				
小便器洗浄水節水用機器(FM節水器)保守点検	○				
第二体育館移動観覧席保守点検		○			
500kW常用ガス発電設備等保守点検	○				
冷凍機保守点検		○			
機械設備中央監視盤装置保守点検	○	○	○		○
吸収式冷温水機保守点検	○				
照明設備制御システム保守点検	○	○	○		
大規模放水銃消火システム保守点検	○				
電気中央監視盤装置保守点検	○	○	○		○
可変速給水システム保守点検	○	○	○	○	○
第二体育館電光得点表示装置保守点検		○			
附属棟会議室用吸収式冷温水機保守点検				○	
第二体育館電動油圧式バスケットゴール保守点検		○			
油圧式高所作業台保守点検		○			
シャッター設備保守点検	○		○		
高圧電気設備等試験点検	○	○	○	○	○
非常用発電機設備保守点検	○				
消防用設備等点検	○	○	○	○	
放送設備(業務用・非常用)及びITV設備保守点検	○	○	○	○	○
構内電話交換機設備保守点検	○	○	○	○	
第一体育館内部エレベータ設備保守点検	○				
第一体育館外部エレベータ設備保守点検	○				
水泳場浄化装置保守点検			○		
レストラン及び売店厨房機器保守点検	○	○			
第一体育館大型映像表示設備保守点検	○				
太陽光発電システム	○				○
設備運転監視及び日常保守・点検業務	○	○	○	○	○
3 警備業務					
通常警備業務・夜間警備業務	○	○	○	○	○
臨時警備業務*	○	○			
4 清掃業務					
日常・定期清掃	○	○	○		○
大会清掃*	○	○		○	
5 環境衛生管理業務					
各種環境測定	○	○	○	○	○
受水槽・汚水槽・貯湯槽等清掃	○				
害虫等防駆除及び消毒作業	○	○	○	○	○
空調用エアフィルター交換作業	○	○	○		○
清掃用床モップ等の交換	○	○			

※ 表中「*」は、単価契約を行う費目であり、予定数量は別紙6-2参照。

3. 国立スポーツ科学センター・ナショナルトレーニングセンター

業務内容	施設											
	科学センター	国立スポーツ	サッカー場	テニス場	コート	フットサル	（仮称）アーチェリー競技実験場	宿室	戸田艇庫・合	屋内トレーニング施設	屋内テニスコート	宿泊施設
1 運営業務												
受付等業務（有料事業運営業務を含む。）	○			○	○			○	○		○	
宿泊施設運営業務	○							○				○
2 保守管理業務												
園地整備業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
施設環境整備業務*	○	○							○	○		
定期点検等及び保守業務												
建築定期点検等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
空調自動制御設備保守点検	○								○	○	○	○
エレベーター保守点検	○								○			○
消防設備保守点検	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
直焚吸収冷温水機保守点検	○								○			○
空気熱源ヒートポンプユニット保守点検	○											
構内電話交換機設備保守点検	○									○		
受変電設備試験点検	○	○	○	○	○				○	○	○	○
ボイラー及び第一種圧力容器の性能検査に伴う点検整備	○											
厨房除害施設保守点検	○											
電動シャッター等保守点検	○									○	○	○
自動ドア保守点検	○									○		○
ITV設備保守点検	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
総合ビル管理システム保守点検	○								○	○		○
水処理装置保守点検	○								○			○
水冷スクリー冷却機保守点検	○								○			
冷水器保守点検	○		○						○	○	○	
業務用冷蔵庫及び製氷機保守点検	○								○	○	○	○
空調設備保守点検（パッケージ形・ユニット形・ファンコイルユニット形・コンパ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自家用非常用発電機設備の地下貯蔵タンク気密試験点検	○											
自家用非常用発電機設備の試験点検	○							○	○			○
送風機保守点検	○								○		○	○
戸田艇庫自家用電気工作物の保安管理業務								○				
真空式温水発生機保守点検										○		○
中央集塵装置保守点検										○		
水泳場浄化装置保守点検										○		
氷蓄熱槽保守点検										○		
ターボ冷凍機保守点検										○		
人工炭酸泉ろ過装置保守点検										○		
ジャグジープールろ過装置保守点検										○		○
自動灌水装置保守点検										○	○	○
設備運転監視及び日常保守・点検業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 警備業務												
常駐警備業務・巡回警備業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4 清掃業務												
日常清掃	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○
サッカー場清掃*			○									
5 環境衛生管理業務												
各種環境測定	○						○			○	○	○
受水槽・高置水槽・汚水槽等清掃	○									○		○
害虫防駆除・消毒作業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
クリーニング*	○								○			○
吸収令温水機及びボイラーばい煙等測定調査	○									○		○

※ 表中「*」は、単価契約を行う費目であり、予定数量は別紙6-3参照。